

申3号

## 「36協定」申し入れ提出!

労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定について、引き続き労働時間の管理の重要性を指導していくことを確認し一年間の協定を締結しました。しかし、事前協議をおこなわず時間外労働の限度時間を延長したエネルギー管理センターでの36協定違反や一部支社においても36協定違反の事象が発生しています。

また、一向に改善されない長時間労働によるうつ病などの精神疾患や職場の要員実態や工事量の増加による時間外労働が常態化しており、不払い労働を余儀なくされているという悲痛な組合員の声も寄せられています。

これまで労使で積み上げてきた確認事項や議論経過を踏まえ、36協定違反はもとより、時間外労働の削減に向け、組合員が安心して働ける環境の確立と組合員の健康や働きがいを実感できる職場環境をつくり出さなければなりません。よって下記の4項目を申し入れ、議論を行っていきます。

要求提出!



### ◆申し入れ事項

1. 2012年度における年間の時間外労働及び休日勤務が増加している原因と削減に向け具体策を講じるとともに、組合員がゆとを実感できる職場環境を確立すること。
2. エネルギー管理センター管轄の東京給電技術センターで発生した、事前協議なく限度時間の延長を行った36協定違反を踏まえ、36協定違反撲滅に向けた本社指導と各支社の具体的な取り組みを明らかにすること。
3. 医療部門における看護学生指導や新人スタッフ教育は、時間外労働をさせることができる事由10項目に該当しないことから、実態に踏まえ、新たに項目を新設すること。
4. 36協定の趣旨をさらに徹底するため、締結機関は事業所単位にすること。

組合員がゆとを実感できる職場環境をつくりだそう!